

石川県国民健康保険運営方針 に基づく取組状況について



石川県国民健康保険運営方針(対象期間:R6.4.1～R12.3.31)の構成



章	項目
第1章 基本的な事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 策定の目的 2 策定の根拠規定 3 策定年月日 4 対象期間
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療費の動向と将来の見通し 2 国民健康保険の財政運営に係る基本的な考え方 3 財政安定化基金の運用 4 県による助言・指導
第3章 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状 2 標準的な保険料算定方式 3 保険料水準の統一
第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状 2 収納対策
第5章 市町における保険給付の適正な実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状 2 保険給付の適正化に向けた取組
第6章 医療費の適正化の取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状 2 医療費適正化に向けた取組
第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険者事務の共同実施の推進 2 システムを活用した事務の標準化・効率化
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムの推進 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 3 他の各種計画との連携
第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等	—

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し



運営方針策定時のデータ	直近のデータ
【被保険者数の状況】 (H30) 224,818人 [県総人口に占める割合 19.8%] (R03) 207,927人 [" 18.6%]	※ (R06) は暫定値
【被保険者に占める前期高齢者（65歳～74歳）の割合】 (H30) 49.2% [全国 43.2%] (R03) 51.7% [" 45.1%]	(R04) 195,921人 [県総人口に占める割合 17.6%] (R05) 187,325人 [" 17.0%] (R06) 177,586人 [" 16.3%]
【医療費の状況】 ・1人当たり医療費 (H30) 418千円 [全国 368千円] (R03) 441千円 [" 395千円] ・医療費総額 (H30) 970億円 (R03) 944億円	(R04) 49.5% [全国 44.2%] (R05) 48.1% [" 43.3%] (R06) 47.0% [" - %] (R04) 449千円 [全国 404千円] (R05) 466千円 [" 418千円] (R06) 470千円 [" - 千円] (R04) 917億円 (R05) 901億円 (R06) 866億円
【県内市町の財政状況】 ・収支差（収入総額－支出総額） ※公費等の返還金を含む (H30) 776百万円 (R03) 894百万円 ・決算補填等目的の法定外繰入 (H30) 69百万円 [2市町] (R03) 2百万円 [1町]	(R04) 534百万円 (R05) 549百万円 (R06) 1,893百万円 <small>〔令和6年度の収入には、令和6年能登半島地震に起因する一部負担金免除に係る一時的な県支出金収入を含む〕</small> (R04) 0百万円 [0市町] (R05) 1百万円 [1町] (R06) 0百万円 [0市町]

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化



運営方針に記載の主な取組方針等				今年度の主な取組状況				今後の取組方針
【保険料の賦課方式ごとの市町数】								令和7年度は、全ての市町で、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも3方式となった。
賦課方式 (R3)	区分			賦課方式 (R7)	区分			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分		医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	市町と「完全統一」に向けた議論を進めていく。
2方式	0	0	1	2方式	0	0	0	
3方式	19	19	18	3方式	19	19	19	
4方式	0	0	0	4方式	0	0	0	
【保険料水準の統一】								
<p>○ 国は、保険料水準の統一については、大きく以下2つの手法があるとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」</u> ・ <u>各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースにおける統一」</u> <p>各都道府県においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましいとの考え方を示している。</p> <p>○ 本県では、こうした国の考え方を受け止めつつ、市町それぞれの実情も踏まえ、<u>直ちに統一の目標年度は規定しないものの、国保財政の安定的な運営のため、保険料算定方法など市町との議論の具体化を、本運営方針の中間見直し時期もとらえて進め、将来的な統一を目指すこととする。</u></p>				<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度に市町・県で合意し、令和6年度第2回国保運営協議会において報告した「石川県における保険料水準の統一に係るロードマップ（素案）」に基づき、<u>令和9年度から段階的に進める「納付金ベースの統一」の進め方の詳細等について、連携会議・作業部会において市町と協議し、認識合わせを行った。</u> <p>(進め方の詳細等については、議題4により報告)</p>				

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施



運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【収納率】</p> <p>(H30) 94.15% [全国 92.85%] (R03) 95.19% [" 94.24%]</p>	<p>○直近のデータ</p> <p>(R04) 95.06% [全国 94.14%] →収納率目標達成市町 14市町 (R05) 94.38% [" 94.20%] →収納率目標達成市町 9市町 <u>(R06) 94.95% [" - %]</u> →<u>収納率目標達成市町 6市町</u></p>	<p>—</p>
<p>①収納率目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 5万人以上 94.4% (金沢市) 1万人以上5万人未満 96.1% (小松市以下3市) 5千人以上1万人未満 97.2% (七尾市以下6市町) 5千人未満 97.5% (珠洲市以下9市町) <p>②収納率目標達成のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付義務者の利便性向上に資する納付方法の拡大 市町職員の収納事務向上に資する研修会の開催 好事例の横展開を図り、ノウハウを共有 	<ul style="list-style-type: none"> 納付方法の拡大 →コンビニ納付の導入 (増減なし) 計15市町 →スマホを活用した納付方法の導入 (増減なし) 計14市町 <p><金沢県税事務所と研修会を合同開催></p> <ul style="list-style-type: none"> 金沢地区地方税財務協議会徴収実務研修会 (全市町向け：総論・税としての国保) <p><収納率向上アドバイザー派遣事業></p> <ul style="list-style-type: none"> アドバイザー派遣 (2市×2回) 国保保険料(税)収納率向上対策研修会 (全市町向け：各論・個別事例) 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ、スマホ納付について、引き続き取組の拡大を目指す。また、eL-TAX(地方税共同機構が管理運営している地方税ポータルシステム)を活用した公金収納についても導入の拡大を目指す。 引き続き、市町の状況や課題に沿った徴収実務研修会やアドバイザー派遣事業を実施することにより、収納事務向上に向けた支援を行う。

第5章 市町における保険給付の適正な実施



運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○レセプト点検の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療給付専門員による助言・指導を行うほか国保連合会とともに研修会を開催することなどにより、市町におけるレセプト点検が効率的・効果的に行われるよう支援を行う 国保連合会は、市町における事務負担の軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検担当者審査業務研修会の開催(8月) →レセプト点検の分析結果の共有、点検方法の指導 国保連合会が医療保険と柔道整復施術療養費との突合点検を実施 国保連合会が医療保険と介護保険の突合点検を実施 	<p>研修会や、県の医療給付専門員による助言・指導を継続して行い、診療報酬の適正な支払を確保する。</p>
<p>○第三者求償事務の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町が定めた数値目標等を把握し、適切な助言・指導、情報提供を実施するほか、国保連合会と連携して研修会を開催するなど、市町の取組を支援する 広域的な対応が必要なもの、専門性の高い事案などについて、市町から委託を受け、損害賠償請求権を代位取得することが可能となることから、求償事務の更なる取組強化について検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者行為求償事務担当者研修会の開催(8月) →国保連合会担当者等による講習 県内4保健所と連携し、食中毒患者情報を市町に情報提供 消費生活支援センターと連携 作業部会において、内容・課題等を示し、市町と協議を開始 市町、国保連合会を対象としたアンケート調査(対象事案の把握等)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所等と連携し、市町に対する情報提供を進めるとともに、第三者求償担当者研修会を開催するなどにより、取組体制の強化を図る。 市町を対象とした委託の実施意向調査等を踏まえ、実施可否を検討する。
<p>○療養費の支給の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が文書照会等による患者調査を実施できるよう、国保連合会と県が連携して支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町が国保連合会に委託し、柔道整復施術療養費に係る患者調査を実施 	<p>県と国保連合会が連携して、柔道整復施術療養費に係る患者調査を実施し、市町の取組を支援する。</p>
<p>○県による保険給付の点検等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町と協議の上、保険給付の点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付の縦覧点検等を実施 	<p>広域的な見地から保険給付の点検を行うことにより、保険給付の更なる適正化を図る。</p>

第6章 医療費の適正化の取組



運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【特定健康診査受診率】 目標値：60% (H30) 46.1% [全国 37.9%] (R03) 42.0% [" 36.4%]</p> <p>【特定保健指導実施率】 目標値：60% (H30) 57.8% [全国 28.8%] (R03) 46.0% [" 27.9%]</p> <p>【後発医薬品使用割合】 (H30) 79.4% [全国 77.7%] (R03) 82.5% [" 82.1%]</p>	<p>○直近のデータ</p> <p>(R04) 42.7% [全国 37.5%] (R05) 43.8% [" 38.2%] (R06) 43.6% [" - %]</p> <p>(R04) 48.5% [全国 28.8%] (R05) 46.4% [" 29.2%] (R06) 51.9% [" - %]</p> <p>(R04) 84.1% [全国 83.7%] (R05) 85.8% [" 85.3%] (R06) 91.4% [" 90.6%]</p>	<p>・ 特定健診、特定保健指導については、今後も目標の達成に向けた取組を進めていく。</p> <p>・ 後発医薬品については、引き続き、使用割合が目標値(80%)を上回るよう取り組む。</p>
<p>①特定健診・特定保健指導の推進</p> <p>・ 市町の取組を支援し、受診率の向上を図る</p>	<p>・ 特定健診・特定保健指導従事者研修会 →初任者研修 (8～9月) (保健指導経験年数3年未満の市町職員) →実践者研修 (9月) (保健指導経験年数3年以上の市町職員)</p> <p>・ 4 保健福祉センターで連絡会を開催 →市町職員・保健所職員で連絡会等を実施</p> <p>・ 特定健診受診率向上のための取組支援 →かかりつけ医との連携による受診率向上対策事業として、検査データを市町へ提供する仕組みの運用 (10月)</p>	<p>・ 毎年度、人事異動により市町担当者の変更があるため、県としては、引き続き従事者研修会や保健福祉センターでの連絡会を開催することにより、特定健診・特定保健指導についての理解を深めるとともに、効果的な保健指導の実施のため特定保健指導従事者に対する力量形成を図る。</p> <p>・ かかりつけ医からの情報提供により、特定健診受診率の向上が図られているため、県から医師会等に対し、引き続き情報提供を依頼する。</p>



運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>②データヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的・効率的に実施できるよう支援する 	<ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画学習会（保険者協議会主催）の開催（6、11月） 市町保険者のデータヘルス推進事業の実施 →保健事業の対象者抽出、分析・評価等を行う 国保データベースシステム補助システムの活用支援 国保加入者の健康実態の可視化事業の実施 →レセプトデータや健診結果を活用し、地域の健康実態について集計・分析することにより、市町の保健事業の実施を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、人事異動により市町担当者の変更があるため、県としては、データヘルスについて理解を深める機会を市町に提供する観点から、引き続き学習会を開催する。 健康実態の可視化やツールの活用について、市町に対し、実際の活用方法を学ぶための研修会を開催するなどして、PDCAサイクルに沿った保健事業を実施できるよう、活用に向けた支援を行っていく。
<p>③後発医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用割合を把握し、定期的に情報提供を行うほか、普及に関する取組を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 国から示された新たな数値目標を踏まえ、石川県後発医薬品使用推進連絡協議会を中心として、新目標達成に向けた推進事業を検討。バイオ後続品普及に関して医療機関への訪問を実施。 地域フォーミュラリ作成推進に向けモデル地域を選定し、その取組みに対する支援を実施。研修会の実施 各市町においてジェネリック医薬品差額通知を送付 	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域における地域フォーミュラリ作成に対する支援の継続 新目標が示されたバイオ後続品の普及促進のための取組を検討 啓発資材を作成（石川県後発医薬品使用推進連絡協議会） →県内全市町の窓口や薬局において被保険者に配布し後発医薬品への切替を案内



運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>④適正服薬の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県薬剤師会と協力し、適正な服薬の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複・多剤服用者を対象とした市町が実施する通知、個別指導事業について国保連合会との連携を強化 →国保連合会への通知の委託 ・ 市町が実施する重複・多剤服用者への保健指導等を地域の薬剤師が支援する体制を運用（薬剤師会への委託事業） →事例検討会を開催し情報を共有 	<p>市町の保健指導等への支援事業について、実施率や薬剤師の活用状況を評価し、必要に応じて運用等の見直しを図るとともに、より効果的なスキームとするために、市町が業務委託する国保連合会との連携体制の継続</p>
<p>⑤糖尿病性腎症の重症化予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化予防に係る研修会の開催や国等の動向を周知するなど、市町を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いしかわ糖尿病重症化予防ネットワーク事業の実施 →「いしかわ糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定 →郡市医師会単位の糖尿病地域連絡協議会による検討会の実施 ・ 糖尿病等重症化予防研修会の実施 →保健指導研修の開催 ・ FGM(自己血糖測定器)を活用した糖尿病重症化予防事業 →希望市町において、血糖を把握できる機器を用いた保健指導や評価を実施 	<p>○いしかわ糖尿病重症化予防ネットワーク事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病重症化予防を推進していくため、郡市医師会単位の地域協議会での検討会を引き続き実施 <p>○研修会等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、人事異動により、市町の担当者が変更となることもあるため、引き続き、研修会や事業等を通じて、糖尿病重症化予防の理解や実践を進めていく

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>①保険者事務の共同実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取り組むことで、効率的、効果的な事務運営につながるものについて、協議し、共同実施を検討、推進 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費通知へのバイオ後続品等の周知に係る記載の追記について →医療費の抑制や窓口負担の軽減等を目的とするリフィル処方箋及びバイオ後続品についての周知・啓発は、市町ごとに対応が分かれていたところ、医療費通知に記載することを統一し、今年度分(令和8年1月作成分)から対応することとした。 このほか、第三者行為求償事務の県への委託など4項目について協議・検討を進めている。 	<p>検討中の課題については、県が主体となって引き続き意見統一を図る。その他の事務についても標準化・広域化により、効率的・効果的な運営につながるものがないか検討する。</p>
<p>②システムを活用した事務の標準化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市町が導入している国保市町村事務処理標準システムの運用面での標準化を推進するなど、より効率的な事務への統一化を図るため、引き続き市町とともに検討していく 	<ul style="list-style-type: none"> 標準準拠対応について、県主催の説明会を皮切りに移行作業を開始し、令和8年3月には全市町移行完了予定 標準準拠対応と併せ、現行の県クラウド体制(※)を維持したままガバメントクラウドへ移行するという方針のもと、令和8年1月から順次移行を開始しており、3月には全市町移行完了予定 <p>※推進主体：県、運営主体：国保連合会のもと、全市町共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す期限(令和7年度末)までに全市町において、システムの標準準拠対応及びガバメントクラウドへの移行が完了するよう、引き続き関係各所と協議・調整を行う。 引き続き、システムの運用面での標準化等に向け、市町及び国保連合会と協議していく。



運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保データベースシステムを活用し、医療・健診・介護のデータ等の分析を行い高齢者の心身の特性に応じた保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町において、一体的実施の取組を実施 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会」開催（11月） <p>主催：国保連合会、 後期高齢者医療広域連合</p> <p>共催：県</p> <p>対象：市町の後期高齢者医療・国保・保健・介護保険の担当課職員等</p> <p>概要：講演、県内市町の事例紹介</p>	<p>市町における一体的実施の取組が着実に進むよう、県庁各課が後期高齢者医療広域連合や国保連合会と連携し、市町を対象とした研修会や個別相談を実施</p>